

広島県がん対策サポートドクター事業の推進に関する協定書

広島県を甲とし、社団法人広島県医師会を乙として、甲及び乙は、相互に連携及び協力して、広島県がん対策サポートドクター（呼称「広島県がんよろず相談医」）事業（以下「本事業」という。）の推進に取り組むこととし、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して本事業を推進することにより、県民がどこに住んでいても、がん検診を適切に受診するとともに、適切にがん医療を受けることができる環境を整えることで、県民の暮らしの安心の確保に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 研修会の開催に関すること
- (2) 氏名・所属医療機関等の公表及び県民への広報に関すること
- (3) 活動に必要な情報の提供に関すること
- (4) その他、本事業の推進に資すること

2 前項各号に定める事項の実施に当たっては、甲及び乙は、市郡地区医師会及び県内市町との連携に努めるものとする。

（疑義の解決）

第3条 本協定に定める事項に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、証書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持するものとする。

平成24年11月7日

甲 広島県
代表者 広島県知事

湯崎英彦

乙 社団法人 広島県医師会
代表者 会長

平松 恵一